配当公告

群馬県みどり市笠懸町阿左美一〇六三番地一
破産者　有限会社田村製作所

右の者に対する前橋地方裁判所桐生支部平成二十六年（フ）第五五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金九四、九二二、八一三円

一、配当することのできる金額
金三五、一二五、八九一円

平成二十七年六月十七日
群馬県桐生市巴町二―一八二一　根岸ビル二・三階
破産管財人　久保田寿栄

配当公告

群馬県高崎市新町一二七七番地七
マロンハイツB―二〇一号室
（住民票上の住所）
群馬県みどり市笠懸町阿左美一〇六三番地一
破産者　飯島　治朗

右の者に対する前橋地方裁判所桐生支部平成二十六年（フ）第五六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金七五、四一四、六一七円

一、配当することのできる金額
金一、九〇三、九三五円

平成二十七年六月十七日
群馬県桐生市巴町二―一八二一　根岸ビル二・三階
破産管財人　久保田寿栄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森市合浦一丁目三八八番地、最後の住所青森市大字新城字山田四八八番地一青森厚生病院内
被相続人　亡　蝦名　タマ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月十七日
青森市長島二丁目一三番一六号　かわさきビル二階　いそ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　儀　裕一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県柴田郡柴田町大字四日市場字後新田一四一番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　渡辺　絹代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月十七日
事務所　宮城県気仙沼市新町四番三号司法書士吉田博文事務所
相続財産管理人　司法書士　吉田　博文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県気仙沼市小々汐四番地、最後の住所本籍に同じ、登記記録上の住所気仙沼市字小々汐四番地
被相続人　亡　尾形　則一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月十七日
事務所　宮城県気仙沼市新町四番三号司法書士吉田博文事務所
相続財産管理人　司法書士　吉田　博文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県那須烏山市小木須二〇四一番地、最後の住所栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺二四六三番地一
被相続人　亡　大森　賢一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月十七日
栃木県宇都宮市小幡一―五―二三稲葉ビル二階　相続財産管理人　稲葉　幸嗣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県東松山市大字大谷七一七番地四、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　榎本　邦雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月十七日
埼玉県熊谷市宮町一丁目三二番地　林法律事務所
相続財産管理人　弁護士　林　和芳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県大里郡寄居町大字鉢形一九八一番地一、最後の住所埼玉県大里郡寄居町大字寄居七八七番地一〇
被相続人　亡　坂本富士太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月十七日
埼玉県熊谷市桜木町一丁目一番一号秩父鉄道熊谷ビル四階弁護士法人けやき総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　白石加代子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県秩父市大字寺尾一三八七番地の一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　村田仲之助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月十七日
埼玉県秩父市上影森八二五番地八
相続財産管理人　司法書士　宮川　浩司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県秩父市大字寺尾一六六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　関根金太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月十七日
埼玉県秩父市上影森八二五番地八
相続財産管理人　司法書士　宮川　浩司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市中央区亥鼻二丁目一〇二番地、最後の住所千葉県千葉市中央区亥鼻二丁目一〇番四号
被相続人　亡　関谷　三雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月十七日
事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号マーキュリー千葉九階　みどり総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　横井　快太

第44期決算公告

平成27年6月16日　東京都新宿区新宿一丁目20番13号
住宅産業信用保証株式会社
代表取締役社長　馬渡　五郎

貸借対照表の要旨　（平成27年3月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,243,542	流動負債	243,032
現金預金	789,678	固定負債	2,188,187
未収金	99,634	（第一保証基金）	(1,958,281)
有価証券	2,239,736	（引当金等）	(229,905)
前払費用	109,693	負債合計	2,431,219
その他の流動資産	4,851	株主資本	3,180,602
貸倒引当金	△ 51	資本金	300,000
固定資産	2,680,437	利益剰余金	2,880,602
有形固定資産	1,788,606	（第二保証基金）	(2,600,000)
無形固定資産	5,052	評価・換算差額等	312,157
投資その他の資産	886,778	その他有価証券評価差額金	312,157
貸倒引当金	—	純資産合計	3,492,759
資産合計	5,923,979	負債・純資産合計	5,923,979

（注）　当期純利益は21,468千円です。